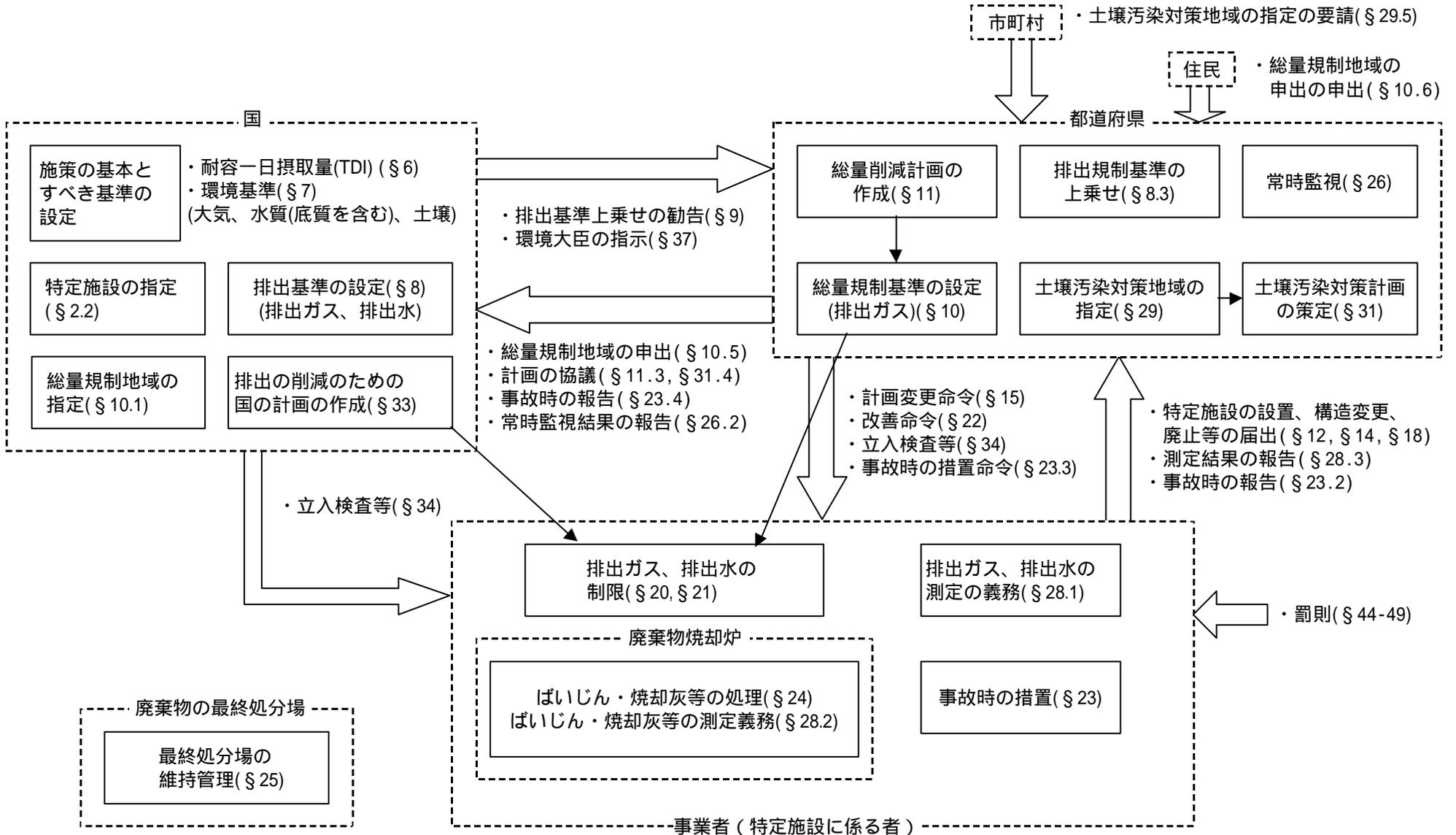


ダイオキシン類対策特別措置法



(参考) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等

1. 耐容一日摂取量 (TDI) ...人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重1kg当たりの摂取量。

4 pg-TEQ/体重kg/日 (現在の日本人の平均的な摂取量は2 pg-TEQ/kg/日程度)

2. 環境基準等

(1) 大気 年平均値 0.6 pg-TEQ/m³以下 (2) 水質 年平均値 1 pg-TEQ/l以下

(3) 土壌 1000 pg-TEQ/g以下

土壌汚染の進行防止等の観点からモニタリングや調査を行う基準としての調査指標値を250pg-TEQ/gに設定。また、汚染土壌の対策要件は、一般国民の居住・活動の場について1000pg-TEQ/gを採用。

3. 排出規制基準 (法施行時における既存施設への排出基準適用は1年間猶予される。)

(1) 排ガス 特定施設及び排出基準値 (単位: ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準	
			H13.1-H14.11	H14.12-
廃棄物焼却炉 (焼却能力が 50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	80	1
	2t/h-4t/h	1		5
	2t/h未満	5		10
製鋼用電気炉		0.5	20	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	2	1
亜鉛回収施設		1	40	10
アルミ合金製造施設		1	20	5

既に大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されている新設の廃棄物焼却炉 (能力200kg/h以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用となる。

(2) 排水 特定施設及び排出基準値 (単位: pg-TEQ/l)

特定施設の種類の	新設施設	既設施設
・硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10
・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		
・PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設		
・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
・カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設 ^{注)}		
・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ^{注)}		
・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	(20)
・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
・廃棄物焼却炉 (焼却能力50kg/h以上) に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの		10 (50)
・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設		
・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		10

() 内の数字は規制の施行後3年間 (平成15年1月14日まで) 適用する暫定基準値。

廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃掃法に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/l。

注の施設は、平成13年12月より施行。

4. 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準... 3 ng/g